

# 4. 都市災害復旧事業について

## I 都市災害復旧事業

## II 特殊地下壕等対策事業



平成29年7月  
九州北部豪雨(朝倉市)

# 目 次

## I 都市災害復旧事業

1. 平成30年発生災害の概要
2. 災害復旧事業とは
3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象一覧
4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲
5. 国庫負担の適用除外となるもの
6. 災害復旧事業の事務の流れ
7. 災害査定の流れ
8. 大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化
9. 査定設計委託費等の補助(H30~)
10. 災害査定における留意事項
11. 堆積土砂排除事業における留意事項
12. 活動火山対策特別措置法の概要
13. 降灰除去事業(都市局)の概要
14. 降灰除去事業の手続きの流れ

## II 特殊地下壕等対策事業

15. 特殊地下壕対策事業の概要

# 1. 平成30年発生災害の概要

## ■平成30年発生災害 査定決定金額

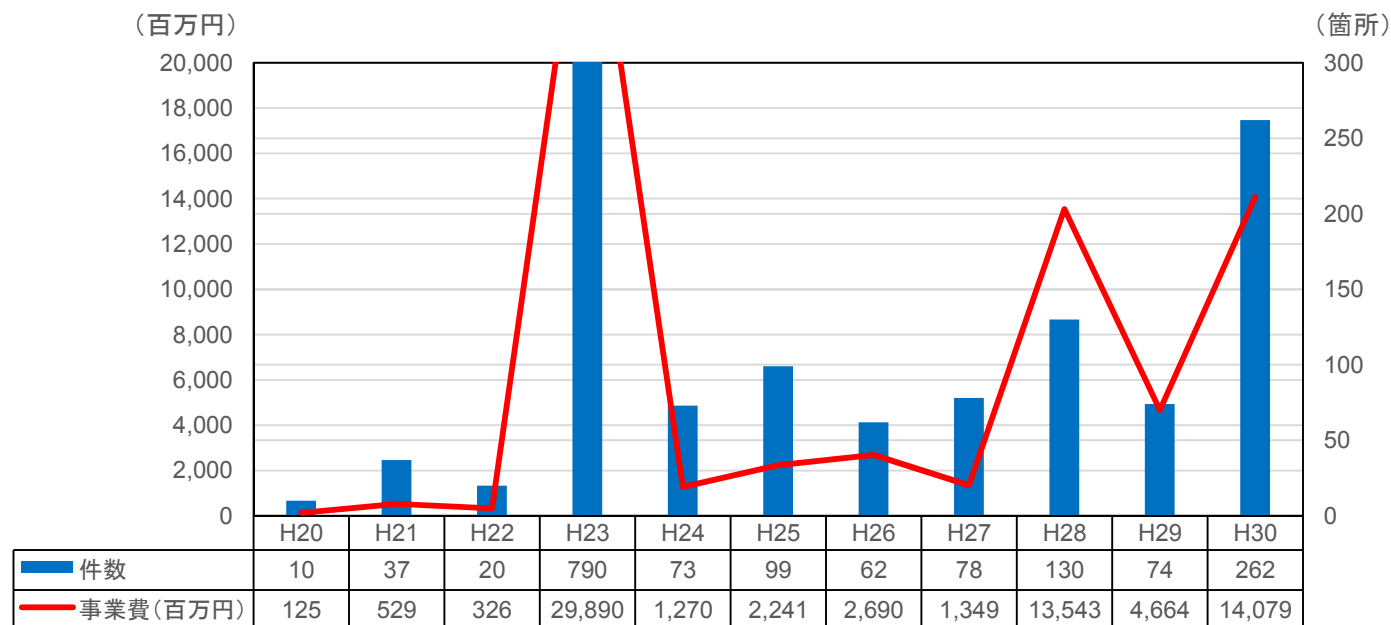
平成31年3月31日現在

	公共土木施設 (公園)	都市施設等	堆積土砂排除	合計
箇所数	217	27	18	264
金額	37億9千万円	3億5千万円	99億4千万円	140億8千万円

※1 金額には工事雑費を含まない

※2 査定が終了していない事案については、被害報告額、申請額又は仮決定額を計上

## ■都市局所管災害復旧事業（補助）の推移



## 2. 災害復旧事業とは①

➤ 「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

負担法第2条より(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第2も同旨)

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こう水	(イ) <u>警戒水位</u> 以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合 <u>河岸高</u> (低水位から天端まで)の <u>5割</u> 程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる <u>融雪出水等</u>
(2) 降 雨	(イ) <u>最大24時間雨量80mm</u> 以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大( <u>時間雨量20mm</u> 以上)
(3) 暴 風	<u>最大風速</u> (10分間平均) <u>15m</u> 以上
(4) 高 潮、波 浪、津 波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が <u>比較的軽微でないもの</u>
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない※

※河川敷公園で出水により被災した場合、左記(1)を確認の上、採択する。

・「公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」の17を参照。

※降雪により都市施設が被災した場合の取扱い  
(H26.3.14付事務連絡を参照)。

＜建築基準法が適用又は準用される建築物又は工作物＞

・被災施設が同法に基づき算出される当該地域の積雪荷重等の基準に適合するものであって、当該基準を超える降雪により被災したもの

＜その他の施設＞

・被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の 毎年の積雪深の最大値の累年平均値(過去10年間)を超え、かつ、1メートル以上の場合。

上記(1)～(4)は、公共土木施設(下水道・公園)災害復旧事業査定方針第3を参照

## 2. 災害復旧事業とは②

- 「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。)ことを目的とするものをいう。

※「原形復旧」とは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること。

負担法事務取扱要綱第2より(都市災害復旧事業事務取扱方針第3も同旨)

- 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。



負担法第2条より(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針第2、3も同旨)

### 災害復旧事業の4ケース

- |           |          |
|-----------|----------|
| ①原形復旧(原則) | ②原形復旧不可能 |
| ③原形復旧困難   | ④原形復旧不適當 |

②～④については負担法事務取扱要綱第2、3を参照(都市災害復旧事業事務取扱方針第3も同旨)

### 3. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象一覧

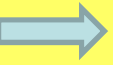
根拠法令等	対象施設		補助率・負担率	激甚災害嵩上げ	法律又は予算補助の別	備考
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)	公共土木施設	公園	2/3~ (北海道、離島、奄美、沖縄、小笠原は4/5~)	あり	法律補助	 詳細について後掲
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	都市施設等	街路	1/2	—	予算補助	 詳細について後掲
都市災害復旧事業事務取扱方針		堆積土砂排除事業		あり	激甚嵩上げについて法定	
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律		湛水排除事業	—	あり	激甚嵩上げについて法定	※昭和34年伊勢湾台風、昭和39年新潟地震のみ
活動火山対策特別措置法		都市排水路 公園地 宅地	1/2	—	法律補助	

※国の予算科目 (項)河川等災害復旧事業費 (目)都市災害復旧事業費補助

## 4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲① 国土交通省

対象施設等		施設又は事業の範囲
公共土木施設	公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽及びいけがき)を除く。)</u>で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの <b>後述</b></li> <li>・前号に掲げる施設で、<u>社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地</u>でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの <b>特定地区公園(カントリーパーク)</b></li> </ul>
	街路	<p>(イ) 都市計画法第18,19,22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による<u>道路の供用開始の告示がなされていないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 竣功検査完了・引渡し後、供用開始前までの間が対象</li> <li>○ 供用開始後は負担法(道路災害)の対象</li> </ul> <p>(ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道(都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。)とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの</p>

## 4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲② 国土交通省

対象施設等		施設又は事業の範囲
	都市排水施設等	<p>(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で<b>排水路, 排水機, 樋門及びその附属施設</b>  (下水道法の下水道は負担法の対象)</p> <p>(ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する<b>公園</b>(自然公園法に規定する自然公園を除く。), <b>広場, 緑地, 運動場, 墓園及び公共空地</b>(負担法第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く。)</p>
都市施設等	堆積土砂排除事業	<p>(イ) 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000m<sup>3</sup>以上</p> <p>(ロ) 2,000m<sup>3</sup>以上の一団をなす堆積土砂</p> <p>(ハ) 50m以内の間隔で連続する土砂が、2,000m<sup>3</sup>以上</p> <p>以上の(イ)~(ハ)のいずれかで、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業</p> <p>① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く)</p> <p>② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの(他の法令により処理されるものを除く)</p> <p>③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの</p>



## 4. 都市局所管災害復旧事業(補助)の対象施設等の範囲③ 国土交通省

### 公園の対象施設(主なもの)

公園施設	都市公園法施行令第31条及び同法施行規則第17条に掲げる施設
1.園路又は広場	園路又は広場
2.修景施設	修景施設
3.休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等その他これらに類するもの
5.運動施設	運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く)
6.教養施設	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
7.便益施設	駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8.管理施設	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
9.都市公園の効用を全うする施設	展望台又は備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設(国土交通省令第17条に規定する耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設)

#### ※法面の扱い

- ・法面のみが被災し、園路等の公園施設の効用に支障がない場合は対象外。
- ・被災した「園路」「広場」「駐車場」等の法面であれば対象となりうる。

## 5. 国庫負担の適用除外となるもの①

番号	失格及び欠格理由の名称	理 由
1	失格	1箇所※当たり都道府県指定都市120万円、市町村60万円未満のもの
2	被災の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
3	異常な天然現象によらない	異常な天然現象に該当しないもの
4	過年災害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
5	前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
6	別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達すると認め又は達したと認められるもの
7	重複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
8	対象外施設	定められた対象施設でないもの
9	所管外施設	他省庁、国土交通省の他部局の所管施設
10	被害少	被害僅少にて機能残存し、直ちに増破等により機能喪失の虞がないと認めたもの
11	経済効果少	工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
12	維持工事	維持工事とみるべきもの
13	設計不備	明らかに設計の不備に基因して生じたと認められるもの
14	施行粗漏	工事施行の粗漏に基因して生じたと認められるもの
15	維持管理不良	甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められるもの
16	天然河(海)岸	天然の河岸、海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く
17	工事中災害	災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じたもの
18	小規模施設	直高1メートル未満の小堤等主務大臣の定める小規模施設

※1箇所工事＝一の施設で被災箇所が直線距離で100m以内であれば1箇所として扱われる(同一の被災原因に限る)

## 5. 国庫負担の適用除外となるもの②

### 維持工事とみるべきもの

- ◆石積、石張等の差狂いのみの修正又は間詰めのみ工事
- ◆橋梁又はトンネルの照明設備のみに係る工事
- ◆都市排水施設等の排除及び処理等に直接影響しない施設(例えば車庫、駐車場、要員宿舎、案内板、樹木及び修景芝等)に係る災害及び門、柵又は塀のみに係る災害
  - ※ いわゆる「のみ災」
- ◆排水機の被災により仮排水工事を行う場合、平常の排水量を排水するために要する費用

### 設計不備、施行粗漏

- ◆検査、監査等により、工事の出来高不足、手直しが認められ、補強、手直し工事が命ぜられていた施設が破損し、当該工事が未完了であったことに起因していると認められたもの等

## 5. 国庫負担の適用除外となるもの③

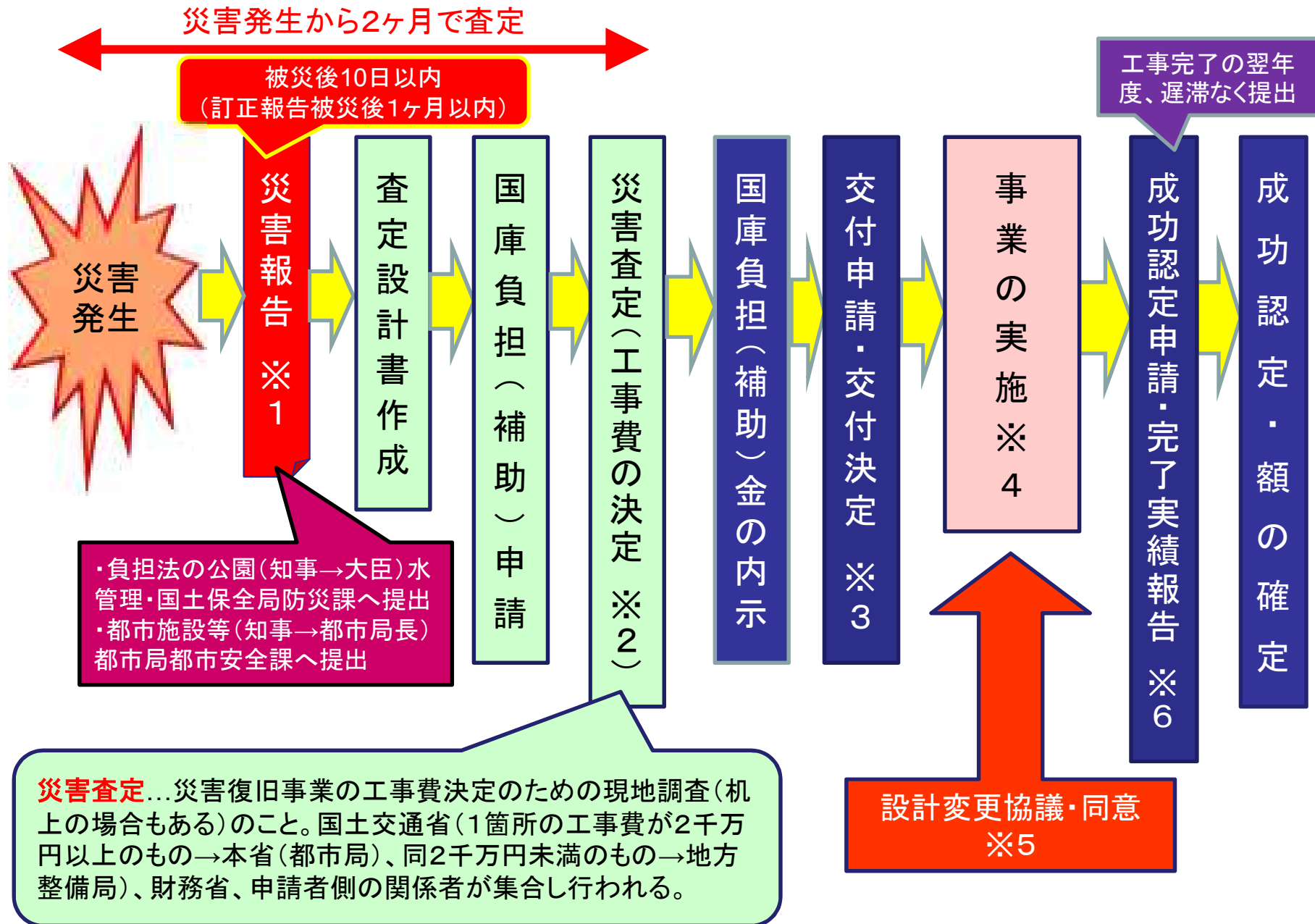
### 小規模施設

- ◆幅員6<sup>メートル</sup>未満の街路、又は、幅員4<sup>メートル</sup>未満の橋梁
- ◆幅員1<sup>メートル</sup>未満の都市排水路（管渠の場合は内径250<sup>ミリ</sup>未満）
- ◆都市排水施設の排水施設の埋そくで、埋そく土砂の断面積の3割に満たないものの排除（堆積量の7割を上限）
- ◆飛び石、ベンチ、ブランコ等 単体の小規模な施設の単独被災で公園の根幹的効用でないもの

### 堆積土砂排除事業

- ① 指定した場所以外に捨てられた土砂
- ② 事業実施が確認できないもの
- ③ 無償で実施したものの又は失業対策等事業によって実施されたもの

# 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)①



## 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)②

### 留意点(前頁の※)

#### ※1. 災害報告

法令で義務づけられており、必ず提出する必要がある(国の災害状況報告、予算措置等の資料となる)。

#### ※2. 災害査定の保留事案

1箇所の工事費決定見込額が負担法の公園で4億円以上、都市施設等で1億円以上の場合は採択保留となり、後日、国交本省と財務本省との間で協議の上、決定される。

#### ※3. 予算措置

★1月1日から12月31日までに発生した災害につき、原則として当該年度(当該年の4月1日の属する年度)に予算措置される(単年度措置が基本)。

★負担法の公園については、国庫負担率の算定が翌年3月であることから、それまでは基本率(0.667又は0.8)での交付決定となる。

## 6. 災害復旧事業の事務の流れ(主なもの)③

### ※4. 事業の実施

- ★**災害復旧事業は施越承認なしに交付決定前に着手することができる。**  
災害査定実施前に工事着工する場合、被災写真などの整備に特に留意。  
また、着工済みであっても国庫負担の対象は査定により決定される。
- ★実施設計額が採択限度額に満たない場合、他の事業で施行することとなった場合など事業を廃止するときは、廃工の手続きをとることになる(負担法施行規則第10条)

### ※5. 設計変更協議、同意

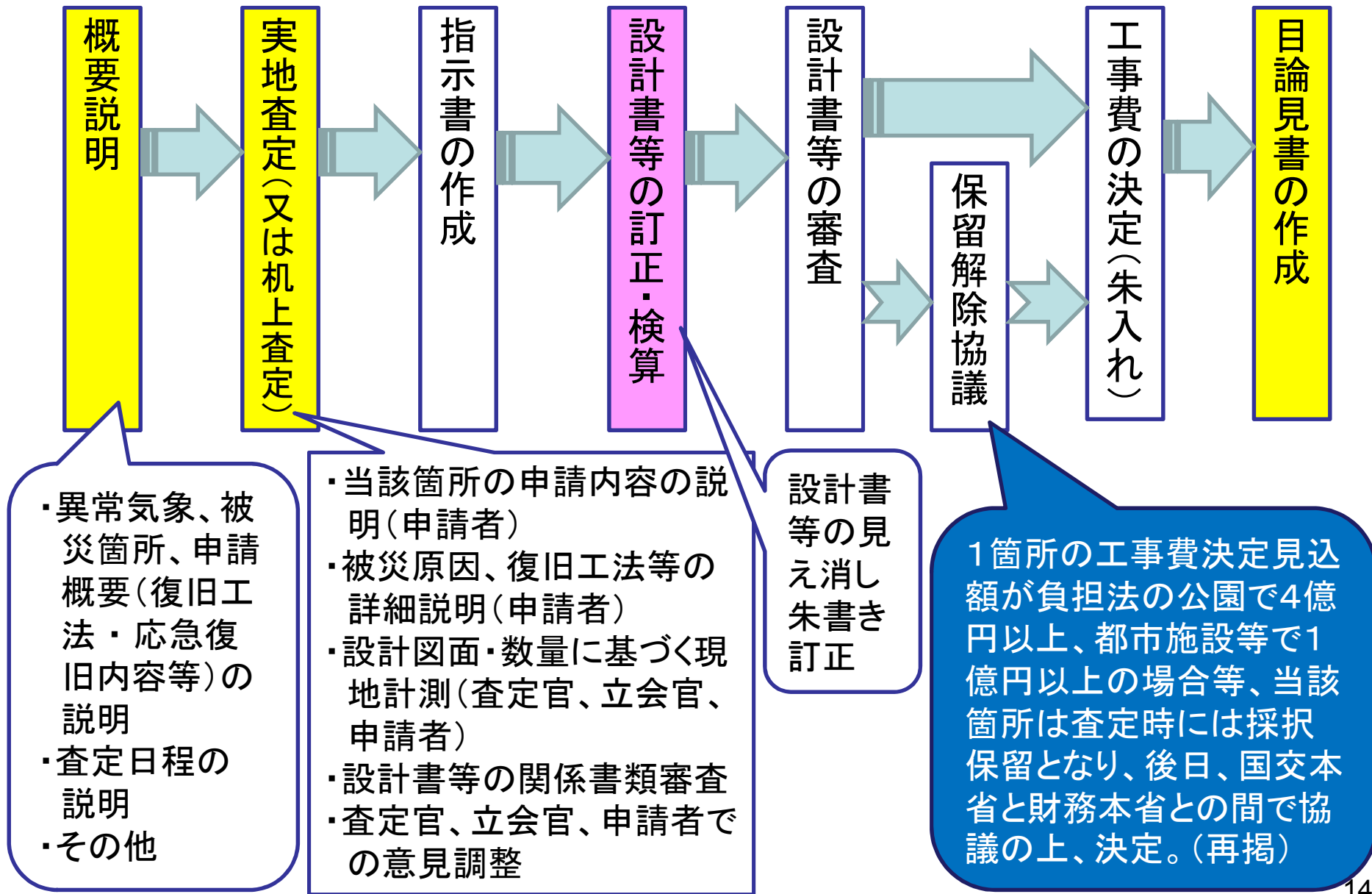
災害査定の際に決定された設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ主務大臣の同意を得なければならない。設計変更協議漏れに注意。

※軽微な変更の範囲→決定工事費の3割、かつ、1千万円以内で一定のもの等(負担法事務取扱要綱第20参照)

### ※6. 成功認定・完了実績報告(精算事務)

災害復旧事業と他の予算(単独費、国庫補助事業)とを合併施行した場合は、原則として、当該合併施行に係る竣功額を、当該年度に施行したそれぞれの事業の工事費に比例して精算する。二以上の災害復旧事業を合併して施行した場合もこれに準ずる。(負担法事務取扱要綱第22四参照)

# 7. 災害査定の流れ(主なもの)





## 8. 大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化

### 【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1ヶ月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

### 【事前ルール化】

- ・**カテゴリーS**: 激甚災害(本激)に指定された災害※で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**  
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリーA**: 激甚災害(本激)に指定された災害※  
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)など)  
※内閣府から激甚災害(本激)指定の事前公表された時点で事前ルールを適用。

#### ●**カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

#### 災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ①**机上査定限度額の引き上げ**(カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)  
(原則: 300万円)  
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引き上げにより査定期間を短縮
- ②**採択保留額の引き上げ**(カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)  
(原則: 4億円)  
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引き上げにより早期着手が可能
- ③**設計図書の簡素化**  
: 設計図書の作成において航空写真や代表断面図等の活用により測量・設計期間を短縮

## 9. 査定設計委託費等の補助(H30～)

### 1. 概要

近年、自然災害(豪雨・地震)が頻発化・激甚化し、公園施設の災害が多発・大型化。そのため、公園の災害復旧事業にかかる査定設計委託費が地方公共団体の大きな負担となっている。

よって、これまで補助対象とされていなかった公園の災害復旧事業における設計委託費について新たに補助することとし、地方公共団体の負担軽減を図る。

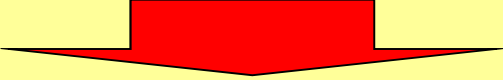


### 2. 補助対象

1. 補助率 補助対象委託費の1/2
2. 補助対象の概要
  - ① 激甚災害のうち特に被害が激甚な災害により被災した箇所に要した委託費(上限あり)
  - ② 特殊な構造や復旧工法等に要した委託費で、1箇所において500万円以上かつ工事費の7%以上となるもの
    - ・地すべり対策工法を実施する箇所
    - ・体育館その他の建築物であってその主要構造部に被害が認められる箇所 等

※その他、地方公共団体における被害総額及び委託費の補助金額合計等の要件あり。

## 【施設台帳等の確認及び日常の維持管理】

- ◆ 国庫負担(補助)災害復旧事業の対象となる地方公共団体の管理施設として施設台帳を査定時に確認する。
  - ◆ 被災した施設が他の施設と効用を兼ねるもの又は関係するものについては、二重採択防止のため関係部長の証明書等を確認する。
  - ◆ 査定時には被災前の施設状況を確認する必要がある。
- 
- ◆ 施設台帳、点検日誌、管理協定等日常の維持管理に配慮することが望まれる。

### 都市公園法(抄)

(都市公園台帳)

第十七条 公園管理者は、その管理する都市公園の台帳(以下この条において「都市公園台帳」という。)を作成し、これを保管しなければならない。

- 2 都市公園台帳の記載事項その他その作成及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。
- 3 公園管理者は、都市公園台帳の閲覧を求められたときは、これを拒むことができない。

(報告及び資料の提出)

第三十条 地方公共団体は、都市公園を設置し、その区域を変更し、若しくは都市公園を廃止したとき、又はこの法律に基く条例を制定したときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 (略)

### 都市公園法施行規則(抄)

(都市公園台帳)

第十条 都市公園台帳は、調書及び図面をもつて組成する。

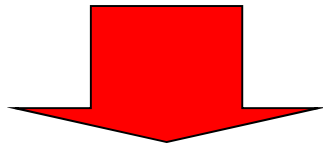
- 2 ~ 3 (略)

4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、公園管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

# 10. 災害査定における留意事項


## ■ 機械設備、電気設備等が被災した場合

- ・ 被災状況の目視確認が難しい場合がある
- ・ 被災の判定に専門知識を要する場合がある



### ◆ 被災状況写真に加え、以下が必要

- ・ **第三者機関の証明書**  
(電気保安協会、都道府県工業技術センター等)
- ・ 機器の検査結果データ など



ポンプ点検・修理報告書

イメージ

### 【注意事項】

- ・ 被災証明は、**分解可能な限り細かな単位**で準備  
 (再利用可能なものは再利用が原則  
 再利用の場合と経済比較する必要がある)
- ・ 「被災証明≠被災」 **被災軽微と判断されるものは、対象外**

## 【法面崩壊による公園施設の被災例】

対象となりうる場合



法面崩壊とともに公園施設（園路）にも影響が及んでいる



（公園施設の機能が損なわれている）

対象とならない場合



法面崩壊が公園施設に近接しているが、公園施設に影響なし



（公園施設の機能は損なわれていない）

## 【墓地公園の被災例】

園路の被災＝災害復旧事業の対象 ← 対象外



埋葬地内の施設は対象とはならない

# 10. 災害査定における留意事項

■園路のアスファルト舗装・芝生等が広範囲にわたり流出

## 【河川敷公園の被災例①】

被災前



被災後



○出水による被災の場合、警戒水位以上であることが採択要件

⇒ 公園の直近上下流の水位観測値を確認する必要

⇒ 上下流のどちらかのみが警戒水位以上の場合、観測地点からの距離・地形状況等から公園の水位を証明

○以下の場合には維持工事（＝災害復旧事業の対象外）として取り扱う

- ・ 移動可能な施設（占有許可条件により異常気象時に撤去が義務づけられているもの等）の被災
- ・ 概ね 1 cm 程度の土砂の堆積又は流出（芝生等の流出がある場合はこの限りでない）
- ・ 復旧工法が土砂の補充を伴わず整地のみの場合

## 【河川敷公園の被災例②】

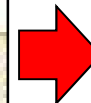
### 査定時の留意点

#### 【問題点】

- ① 申請した被災範囲や位置が、現地において不明
- ② 申請した土砂撤去等の根拠となる堆積厚や洗堀深が、現地において不明

#### 【対策】

- ① 現地において、被災範囲や位置が申請図面と照合できるよう、目印となるものを設置したり、範囲をロープで囲うなどの準備が重要【下図】
- ② 現地において、実測と原地盤高との対比等により堆積厚や洗堀深が確認できることが重要  
⇒原形の地盤高を確認できる資料（整備段階or維持段階での完成図面等）をあらかじめ準備





# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【事業範囲】

市町村の市街地※<sup>1</sup>における(a)～(c)のいずれかの場合において、市町村長が①又は②を排除する事業  
 (他の法令により処理されるものを除く) 【補助率1/2】

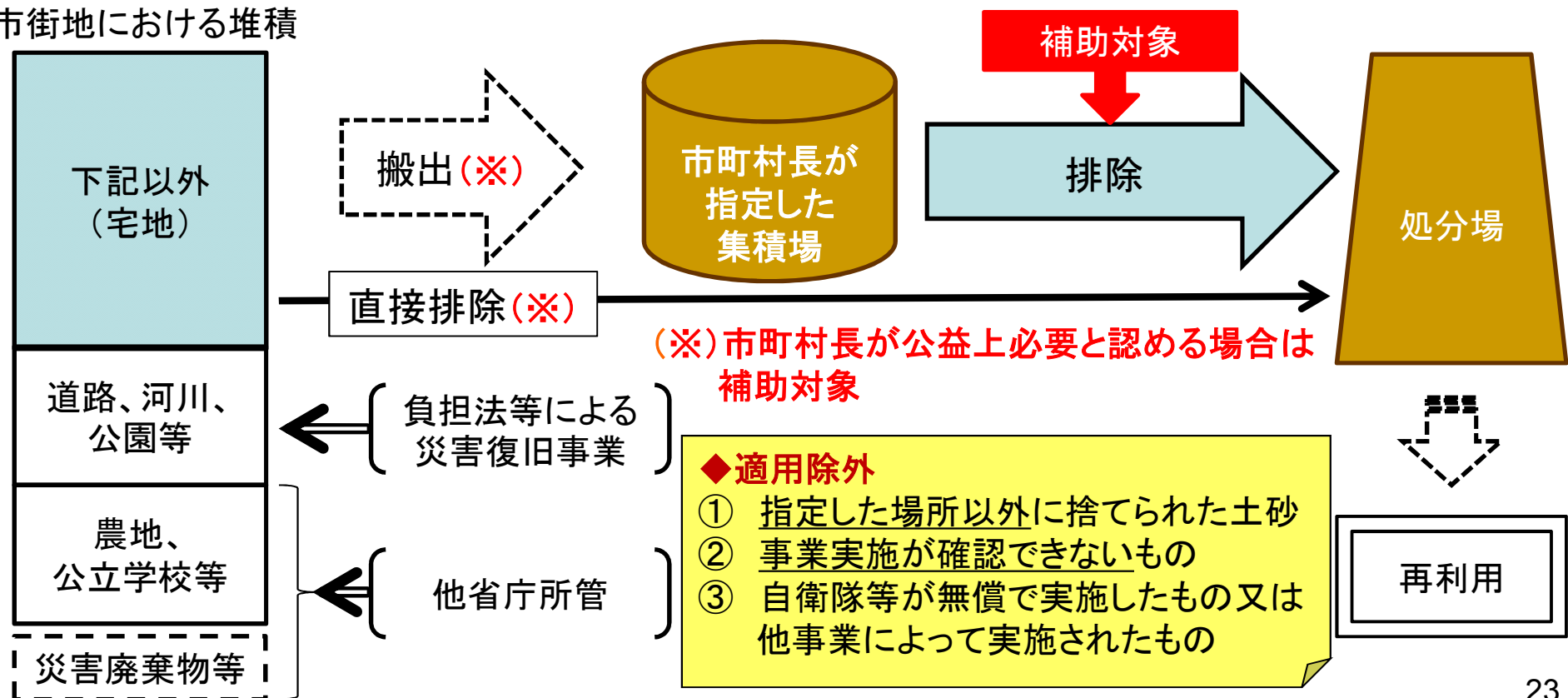
- (a) 堆積土砂※<sup>2</sup>の総量が30,000m<sup>3</sup>以上
- (b) 一団をなす堆積土砂が2,000m<sup>3</sup>以上
- (c) 50m以内の間隔で連続する土砂が2,000m<sup>3</sup>以上

- ① 市町村長が指定した場所に搬出集積された堆積土砂
- ② 市町村長が公益上重大な支障があると認めて搬出集積又は直接排除された堆積土砂

※<sup>1</sup> 都市計画区域内及び同区域外の集落地(独立した家屋が10戸以上隣接)

※<sup>2</sup> 災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等

## 市街地における堆積



# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【堆積土砂の推計方法】

(1) 土砂が宅地に残存し、集積場所において対象となる堆積土砂の全量を把握することができない場合

- ① 地区毎に数箇所宅地の堆積厚を測定し、地区毎の平均堆積厚を算出。
- ② ①で得られた地区毎の平均堆積厚に当該地区の宅地面積を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出。
- ③ ②で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量とする。

(2) 土砂が既に搬出され、集積場所において対象となる堆積土砂の全量を把握することができる場合

- ① 集積された土砂の測定から、土砂量を算出。⇒ 14,700m<sup>3</sup>
- ② ①で得られた土砂量を、当該集積場所へ搬出することとなる各地区の面積比で按分し、地区別の土砂量を算出。
- ③ ②で得られた地区別土砂量に当該地区の宅地率（土地利用面積全体における宅地の割合）を乗じることにより、地区毎の宅地堆積土量を算出。
- ④ ③で得られた地区毎の宅地堆積土量を合計し、堆積土砂排除事業の対象となる堆積土砂量とする。  
⇒ 地区全体で 9,041.48m<sup>3</sup>

町丁目	土地利用面積(A)	地区面積比率(B) A合計÷A	地区別土砂量(C) C合計×B	宅地等面積(D)	宅地率(E) D÷A	地区別宅地土砂量(F) C×E	距離区分	運搬距離 (m)
東野3丁目	206,091.35	6.6%	976.82	101,939.63	49.46%	483.17	③	2,924
鉄鋼通り1丁目	289,894.14	9.3%	1,374.02	202,303.44	69.79%	958.87	④	2,231
鉄鋼通り2丁目	282,290.13	9.1%	1,337.98	190,801.74	67.59%	904.35	④	1,826
鉄鋼通り3丁目	227,843.79	7.3%	1,079.92	141,654.57	62.17%	671.41	⑤	1,500
弁天1丁目	162,981.76	5.3%	772.49	82,261.30	50.47%	389.90	③	2,743
弁天2丁目	136,063.65	4.4%	644.91	91,178.02	67.01%	432.16	③	2,513
弁天3丁目	150,337.41	4.8%	712.56	83,197.88	55.34%	394.34	④	2,154
弁天4丁目	174,957.09	5.6%	829.25	56,489.29	32.29%	267.74	④	2,425
舞浜2丁目	253,124.49	8.2%	1,199.74	118,943.59	46.99%	563.76	③	2,755
舞浜3丁目	288,042.84	9.3%	1,365.25	146,377.57	50.82%	693.79	④	2,094
千鳥	929,810.47	30.0%	4,407.06	692,444.39	74.47%	3,282.01	⑥	638
2工区合計	3,101,437.10	100.00%	14,700.00	1,907,591.40	61.51%	9,041.48		

※土地利用面積(A)は、平成19年に実施した都市計画基礎調査で作成した、町丁目別土地利用面積を使用した。

宅地等面積(D)は、(A)のうち住宅用地、商業用地、工業用地、運輸施設用地、その他空地用地等を加算したもの。

# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【堆積土砂排除事業 堆積土厚の計測例】



実際に堆積した土砂による計測



痕跡による計測

**※査定時には土砂撤去済の場合、  
痕跡の確認が必要となる**

査定時に痕跡が残っていない可能性も考えられる



**★写真等により堆積記録を充分に残すことが大変重要**

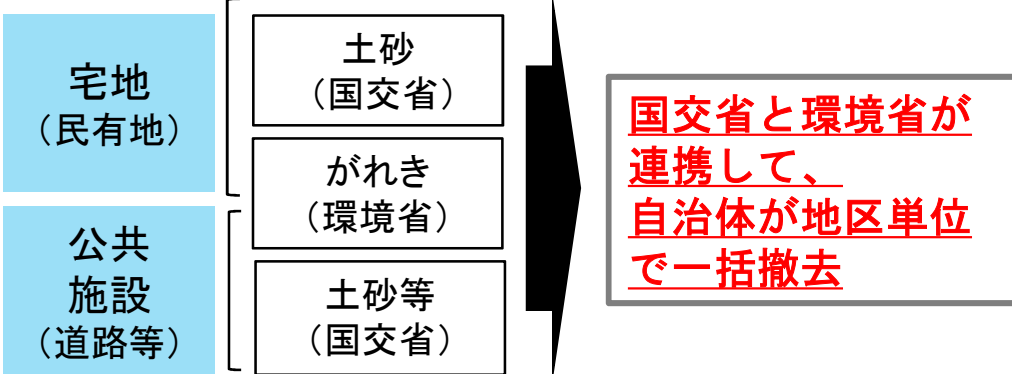
# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【平成30年7月豪雨における堆積土砂排除事業の活用】

- まちなかに廃棄物やがれきとともに大量の土砂が堆積。
- 国土交通省と環境省が連携して、市町村が一括撤去できるスキームを構築し、堆積した廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を促進し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげる。

### まちなかに堆積したがれき、土砂を迅速に撤去する新たなスキーム

「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」  
(平成30年8月2日 平成30年7月豪雨被災者生活支援チーム決定)



加えて

- 被害の大きい地区で工程表作成
- 国土省等のリエゾンによる**技術支援**
- 手続きの簡素化や**自治体の実質的な負担軽減**

### 「平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ」の概要

#### (1) 生活の再建

- **廃棄物、がれき、土砂の処理**
  - ・廃棄物、がれき、土砂の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に対し市町村等への的確な財政支援
  - ・まちなかの廃棄物、がれき、土砂を市町村が一括撤去できる制度構築被災者自らが廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合の費用を事後請求できるように、運用上の取扱いを明確化

### 【堆積土砂排除事業を活用する地方公共団体】

17市町で活用

県名	市町名
兵庫県	神戸市
岡山県	倉敷市
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、東広島市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
愛媛県	宇和島市、西予市
福岡県	太宰府市

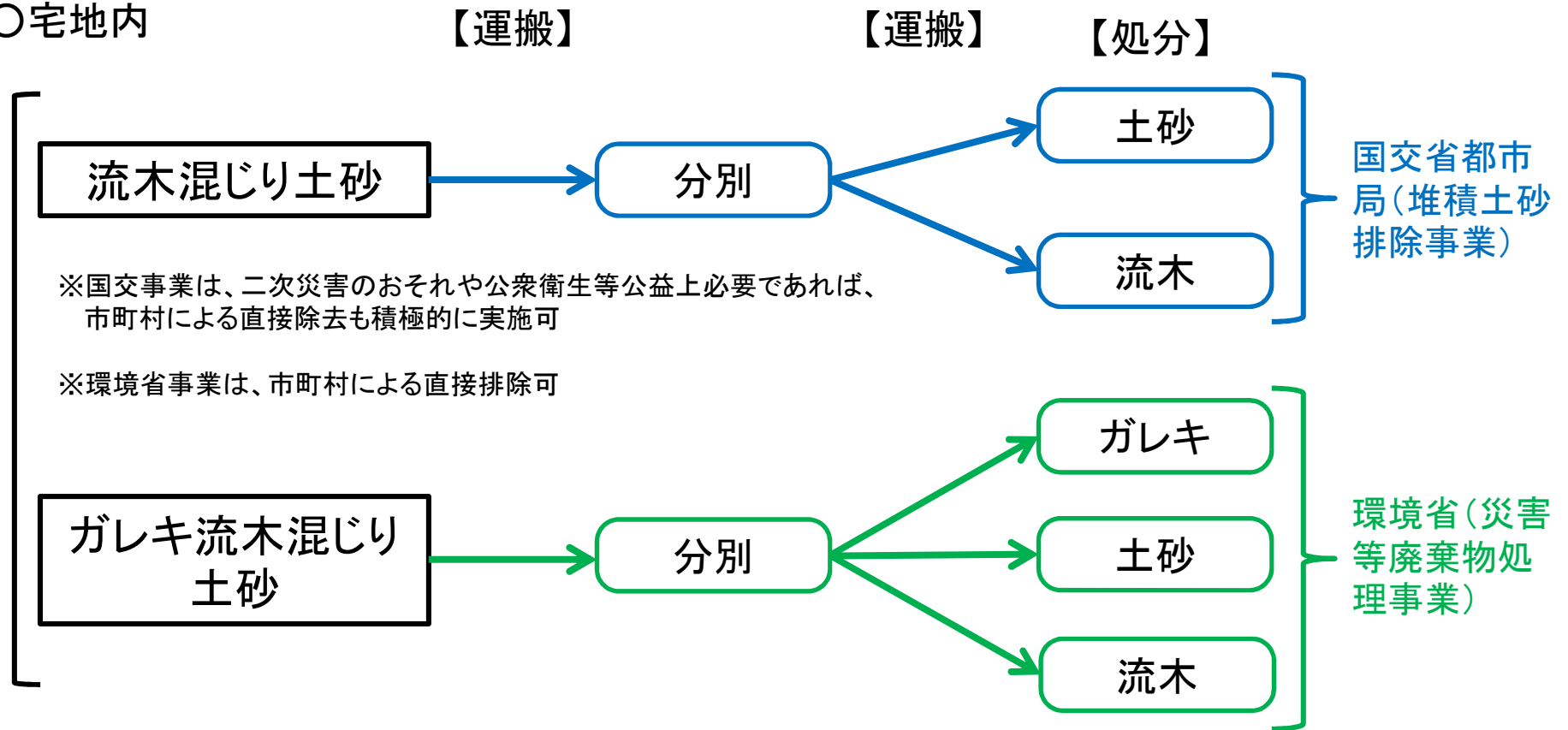
### 【事業実施例(広島県坂町小屋浦地区)】



# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【堆積土砂の事業区分】

○宅地内

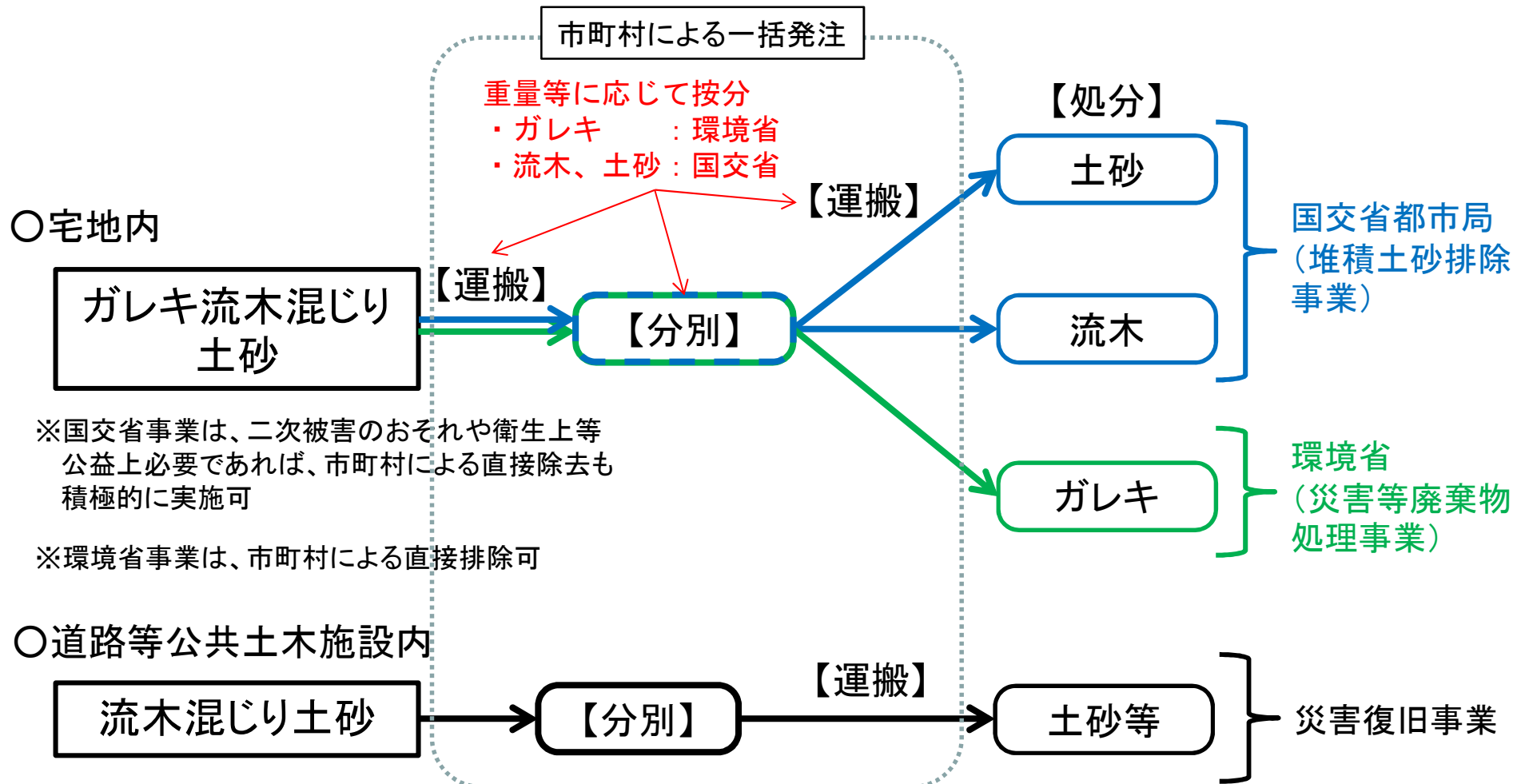


○道路等公共土木施設内



# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

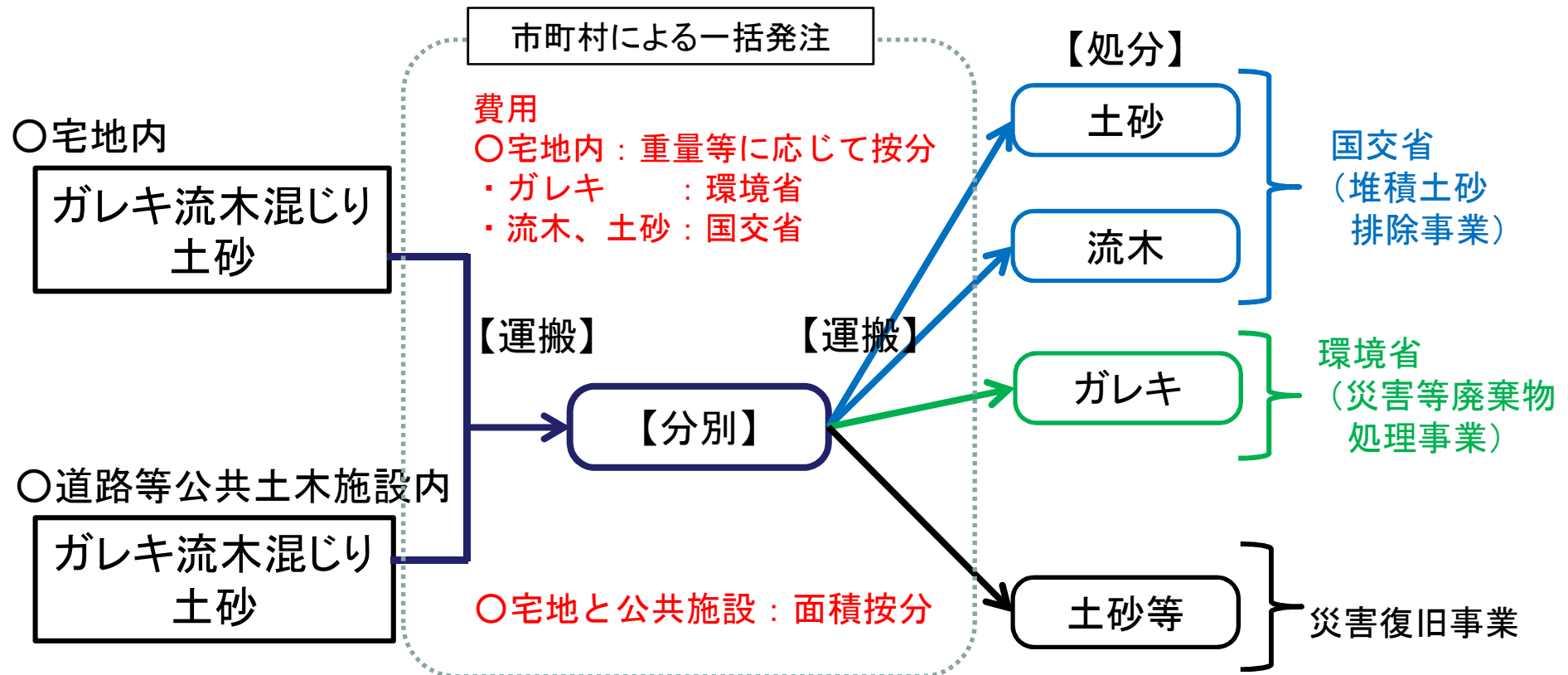
## 【堆積土砂の事業区分(先に道路啓開を行う場合)】



- ・ 各事業は、査定前着工可
- ・ 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- ・ 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- ・ 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと

# 11. 堆積土砂排除事業における留意事項

## 【堆積土砂の事業区分(宅地・道路等が一様に埋没している場合)】



※堆積土砂排除事業は、二次被害のおそれや公衆衛生上等  
 公益上必要であれば、市町村による直接除去も積極的に実施可

- ・ 各事業は、査定前着工可
- ・ 宅地内は、事前にどの事業でやるかを決定し、契約・業者等を分ける必要はなく、一体で実施可
- ・ 宅地内は、事後的に、災害査定申請において、分類する
- ・ 堆積土砂の堆積厚の証拠(高さが分かる写真、計測)を残しておくこと

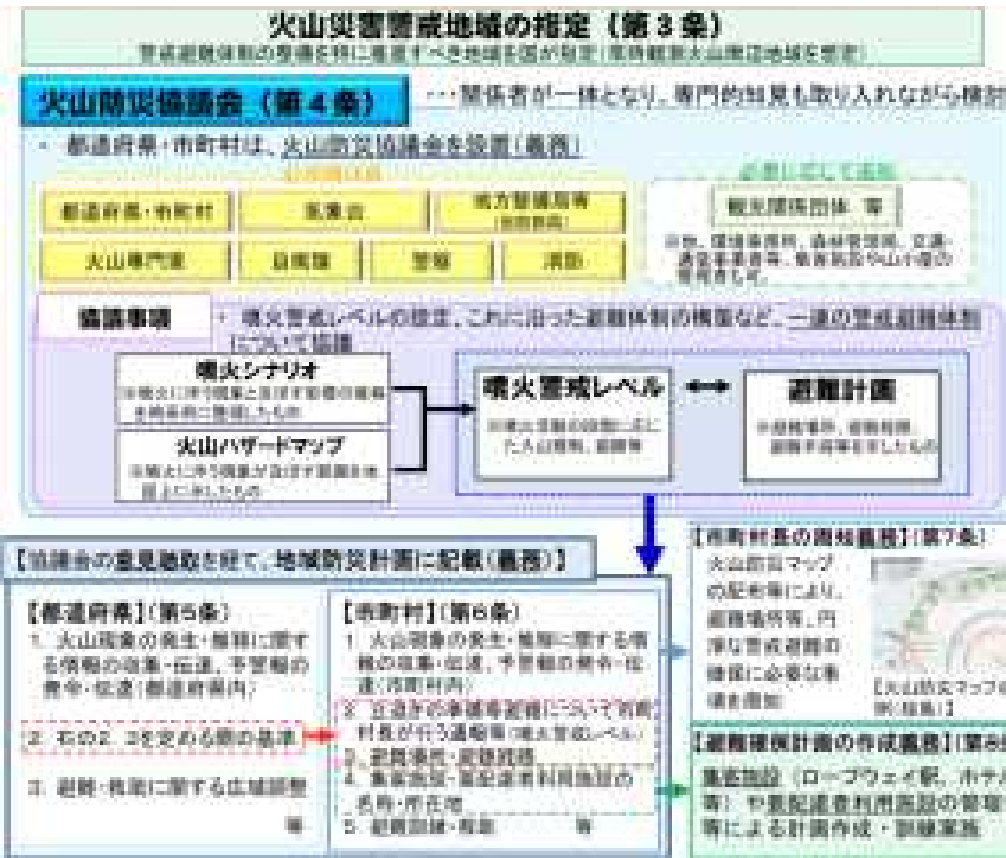
# 12. 活動火山対策特別措置法の概要 (内閣府HPより)

## 1. 目的

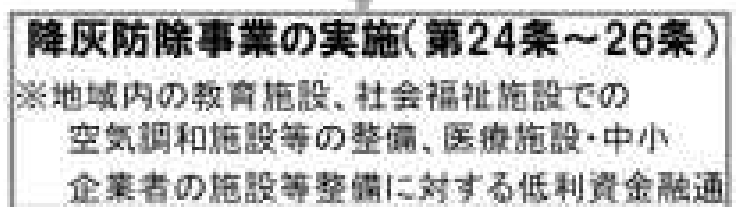
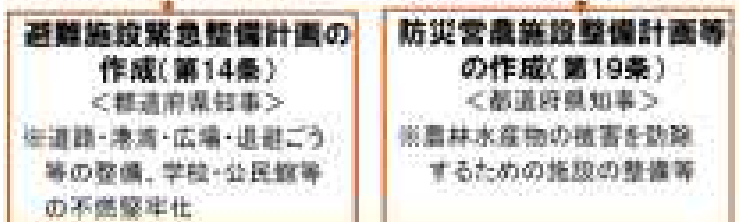
火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を策定するとともに、警戒避難体制の整備を図るほか、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もつて当該地域における住民、登山者その他の者の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とする。

## 2. 概要

### 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定 (第2条)



### 避難施設緊急整備地域の指定(第13条)



- 自治体による登山者等の情報把握や登山者等の安全確保に関する努力義務(第11条)
- 治山・治水事業の推進(第27条)
- 人の健康等に及ぼす影響の調査・研究の推進(第29条)
- 研究観測体制の整備、研究機関相互の連携の強化、火山専門家の育成・確保(第30条)



## 13. 降灰除去事業(都市局)の概要

### 【事業概要】

活動火山対策特別措置法第22条に基づき、火山の爆発に伴い、年間を通じて多量の降灰があった市町村の区域内の都市排水路、公園及び宅地について当該降灰の除去事業を実施した場合に国が補助。

(道路・下水道は水管理・国土保全局が実施)

【事業主体】 市町村

【対象施設】 都市排水路、公園、宅地

【事業内容】 都市排水路、公園 → 降灰の収集、運搬、処分  
宅地 → 市町村長が指定した場所に集積された降灰の運搬、処分

【補助率】 1 / 2

### 【採択要件】

年間を通じて次の①及び②を満足する降灰があった市町村の区域内であること

① 2回以上降灰がある場合

(連続する2月の期間において、毎月1回以上降灰がある場合に限る。)

② その年の1月1日から12月31日までの降灰重量の合計が1㎡当たり1,000g以上

(降灰重量の合計が1,000g/㎡未満であっても、その年の12月と翌年1月の降灰重量をその年の12月の降灰重量に含めることができる。)

# 14. 降灰除去事業の手続きの流れ(主なもの)

## 測定地点等の届出(降灰除去事業実施要綱第四)

- ・市町村長は、降灰の測定を行おうとするときは、測定地点、測定機器の規格及び測定機器の設置位置について都道府県知事と協議
- ・協議が成立したときは速やかに国土交通大臣に届出

※測定方法は、降灰除去事業実施要綱第三参照

## 測定結果の報告

(降灰除去事業実施要綱第五)

- ・市町村長は、毎月の降灰量の測定結果を翌月の十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は管下市町村分をとりまとめ、速やかに国土交通大臣に届出

## 降灰除去事業の実施

(降灰除去事業実施要綱第十二)

- ・市町村長は、採択基準に達するまでの間、降灰除去事業の実施を確認できる書類の整備
- ・採択基準に達したときは既に実施した降灰除去事業について都道府県知事に報告
- ・採択基準に達した以後は各月の事業実施状況を翌月十日までに都道府県知事に報告
- ・都道府県知事は速やかに国土交通大臣に報告

補助金の交付は、予算の範囲内において、その年の1月1日から12月31日までに事業実施に要した費用について行う(降灰除去事業実施要綱第十三)。

完了実績報告書(市町村長→都道府県知事)

額の確定(都道府県知事→市町村長)

額の確定の報告(都道府県知事→国土交通大臣)

# 15. 特殊地下壕等対策事業の概要

## 概要

○旧軍等が築造した防空壕等の特殊地下壕が各地に現存  
 新たに地下壕が発見される事例、経年劣化や壕上部の土地利用の変化等により危険度が上昇するものも散見

○地下壕の崩落による死亡事故や、地下壕が原因となる道路陥没、宅地においても家屋被害等が発生



◆市街地の安全・防災上の観点から、陥没等が顕著で危険度が増し放置し難い地下壕等について、防災上の観点から**地方公共団体が行う埋め戻し等に要する費用の一部を補助【H33年度まで】**

## イメージ



## 財源構成

(※) 地方負担分の8割

国庫補助額  
(5/10)

特別交付税の額(※)  
(4/10)

実質  
負担額  
(1/10)

地方公共団体の  
実質負担は、  
事業費の1割

# 15. 特殊地下壕等対策事業の概要

## 【平成29年度特殊地下壕実態調査結果】

○全国に現存する地下壕について、全国調査を実施（平成30年3月現在）  
 国交省HPに調査結果を公表

